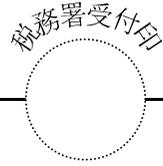


平成 年 月分 国外投資信託等又は国外株式の配当等の
支払調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(4)関係)



処 理 事 項	通信日付印	検 収	整理簿登載
	※ .	※	※

平成 年 月 日提出 税務署長 殿	提 出 者	所在地	整理番号							
		フリガナ 名 称	電 話	()						
		フリガナ 代 表 者 氏 名 印	この調書 について 応 答 できる方	所 属	課 係					
			氏 名							

区 分		支 払 総 額 (支払調書提出省略分を含む。)				左のうち、支払調書を提出するものの合計			
		支 払 件 数	配当(分配)金額	外国所得税の額	源泉徴収税額	支 払 件 数	配当(分配)金額	外国所得税の額	源泉徴収税額
課 税 分	一 般 分	件	円	円	円	件	円	円	円
	分離課税分								
非 課 税 分									
計									

(摘 要)

【国外投資信託又は国外株式の配当等の支払調書合計表】

記載要領

- 1 「支払総額（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての配当等について記載する。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「一般分」欄には、次の4、5又は6に掲げる配当等以外のものについて記載する。
- 4 「分離課税分」欄には、租税特別措置法第8条の3（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）第1項の規定により分離課税とされたものについて記載する。
- 5 「非課税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、租税特別措置法第9条の5（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融証券取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたものについて記載する。
- 6 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 配当等が未払のため源泉徴収されないものがある場合 その人員、配当等の額の合計及び徴収すべき税額の合計
 - (2) 支払調書の記載内容が、利息の配当である場合又は基金利息である場合 その旨
- 7 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。